

設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要										詳細								
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
1	○	○	○	○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(19次締切)		2025年2月14日(金)～2025年4月25日(金)17時 ※申請開始日は2025年4月11日(金)17時	製品・サービス高付加価値化枠: 2,500万円 グローバル枠: 3,000万円 ※大幅引上げに係る補助上限額引上げの特例として、従業員数に応じて補助上限額を最大1,000万円引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	1/2 ※最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例として、補助率を2/3に引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	中小企業・小規模事業者等	①対象要件 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、①付加価値の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業開始前年における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取組むこと。 ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。 ※各々の枠について基本要件に加えて、それぞれ別途追加要件があります。詳細は公募要領をご参照ください。	①製品・サービス高付加価値化 種: 交付決定日から10か月(ただし、採択後日から12か月後の日まで) ・グローバル枠: 交付決定日から12か月(ただし、採択後日から14か月後の日まで)		○問合せ先: ものづくり補助金事務局サポートセンター	
2				○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	IT導入補助金2025 <通常枠>(1次締切)		2025年3月31日(月)～2025年5月12日(月)	1/2プロセス以上: 150万円未満 4/2プロセス以上: 450万円以下 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30(パーセント)以上であることを示した場合は、2/3以内	1/2以内	中小企業・小規模事業者等	①ITツールの要件 申請者は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。 ②交付申請の段階において、申請者が従事する事業場の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 ③ビジネスIDプライムを取得していること。 ④行政庁法人情報管理連携機能(DPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★二つ星」以上の評価を取得していること。また、官公庁の機関と連携し、事務局が一部の交付申請情報を受託行政法人情報管理連携機能(DPA)と共有することに同意すること。 ⑤及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(中基協)、その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として言っていないこと。 ⑥補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。 ⑦1年毎に労働生産性を3(パーセント)以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠(A・B類型)又はデジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入型)若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を1年毎に4(パーセント)以上向上させること。 ⑧事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率が3(パーセント)以上とすること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠(A・B類型)又はデジタル化基盤導入枠(複数社連携IT導入型)若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率が4(パーセント)以上とすること。 ⑨生産性向上の目標が実現可能かつ合理的であること。 ⑩IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報(営業利益、人員数、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)等)を事務局に報告すること。 他の要件など、詳細は公募要領をご参照ください。	本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後3年間にわたり継続して推進する制度変更(働き方改革、雇用関係の改善など、賃上げ、インボイスの導入)等に対応するため、生産性向上を目指すITツール(ソフトウェア、サービス)を導入するための助成金に要する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。 IT導入補助金のスキーム IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業者となり、IT導入補助金事務局に対して各申請を行う。 ※IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に進行するための支援を行う事業者を指す。事務局に登録簿を行い、事務局にてその適合性が審査された結果、採択された者をいう。 ※ITツールとは、ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目指すソフトウェア、オプション、アップグレードの総称を指す。	交付決定後～2025年12月26日	<a href="https://itp.jp/">https://itp.jp/</a> <a href="https://www.itp.go.jp/">https://www.itp.go.jp/</a>	○問合せ先: サービス生産性向上IT導入支援事務局
3	○	○	○	○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型通常枠>(第17回)	一般型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17時締切	50万円 ※資金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4	2/3	○小規模事業者等 ○工芸工務所、農工部の各管轄地域内で事業を営んでいること。 ○小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「草創期」で採択を受けて、補助事業を実施し、事業が終了していないこと。 ○小規模事業者持続化補助金<創業型>第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	○インボイス特例および資金引上げ特例の適用要件について公募要領を参照。 ○補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとし、(※詳細は公募要領を参照) ①策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路拡充等のための取組であること。あるいは、販路拡充等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 ②商工会、農工協議会の支援を受けながら取り組む事業であること ③補助事業実施期間中に補助事業が終了すること ④以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的債務保証、介護保険からの助成確保、介護報酬、認定継続取組支援等)と同一又は類似内容の事業 ・本事業の終了後、概ね2年以内に廃止につながる見込みがない事業 ・農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく営業を始めるなど、新たに取組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)である事業	交付決定日から2026年7月31日まで	<a href="https://fa.mhl.go.jp/abshk/inf/">https://fa.mhl.go.jp/abshk/inf/</a>	○問合せ先: 商工会連合会・小規模事業者持続化補助金事務局<一般型> 商工会連合会: 管轄の地方事務局	
4	○	○	○	○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年補正予算 小規模事業者持続化補助金<創業型>(第1回)	創業型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17時締切	200万円 ※資金引上げ特例: 最大50万円上乗せ	2/3	○小規模事業者等 ○工芸工務所、農工部の各管轄地域内で事業を営んでいること。 ○小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「創業期」、「草創期」で採択を受けて、補助事業を実施した事業ではないこと。 ○小規模事業者持続化補助金<一般型>第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	○インボイス特例の適用要件について公募要領を参照。 ○補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとし、(※詳細は公募要領を参照) ①策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路拡充等のための取組であること。あるいは、販路拡充等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 ②商工会、農工協議会の支援を受けながら取り組む事業であること ③補助事業実施期間中に補助事業が終了すること ④以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的債務保証、介護保険からの助成確保、介護報酬、認定継続取組支援等)と同一又は類似内容の事業 ・本事業の終了後、概ね2年以内に廃止につながる見込みがない事業 ・農業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく営業を始めるなど、新たに取組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)である事業	創業後3年以内の事業者を重点的に政策支援するため、産業界強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」に連携した「認定産業界支援事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた事業者が取り組む販路拡充等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業界を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。 本補助金事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的発展に向けた経営計画に基づき、販路拡充等の取組(例:新たな市場への参入した、売方の方針や新たな販路開拓の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路拡充と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。	交付決定日から2026年7月31日まで	<a href="https://fa.mhl.go.jp/abshk/inf/young/">https://fa.mhl.go.jp/abshk/inf/young/</a>	○問合せ先: 小規模事業者持続化補助金事務局<創業型>
5	○	○	○	○	なし	生産設備の復旧・整備	国内	令和6補正予算 小規模事業者持続化補助金<災害支援枠(令和6年能登半島地震)>(6次公募)		2025年3月21日(金)～2025年4月28日(月)	直接的被害: 200万円 間接的被害: 100万円	2/3以内	○石川県、富山県、福井県、新潟県に所在する令和6年前能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日からの大雨の被害を受けた小規模事業者等 ○工芸工務所、農工部の各管轄地域内で事業を営んでいること。	○被害の証明については、それを証する公的証明の添付(コピーでも可)を必要とします。 ①自社の事業用資産に被害を受けたこと及び被害の認定に関する法令(令和6年政令第五号)により認定された特定被災者)及び令和6年前能登半島地震との関連性の高い写真(石川県が災害救助法執行計画(令和6年9月21日)に基づき令和6年9月1日以前に撮影された写真)を令和6年3月21日から3月31日までに提出すること。以下「令和6年前能登半島地震」ということ。これにより被災を受けた地域4県(石川、富山、福井、新潟)においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。 このため小規模事業者の事業再建を支援するため、上記「被災地域」を対象とする本補助事業を実施し、農工会・農工協議会の支援を受けながら災害からの被害の回復に向けた助成事業を自ら作成し、作成した計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。 対象事業 (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、事業再建のための取組であること。 (2)商工会、農工協議会の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間中に補助事業が終了すること	交付決定日から2026年6月30日まで	<a href="https://fa.mhl.go.jp/abshk/inf/disaster/">https://fa.mhl.go.jp/abshk/inf/disaster/</a>	○問合せ先: 商工会連合会・小規模事業者持続化補助金事務局 農工部の管轄地域: 被災区域(石川、富山、新潟、福井)の地方事務局	
6	○	○	○	○	なし	生産拠点整備	国内	令和4年度補正 事業再構築補助金(第13回)	・成長分野進出枠(通常類型) ・成長分野進出枠(GX進出類型) ・コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)	2025年1月10日(金)～2025年3月26日(水)18時厳守	(A)成長分野進出枠(通常類型)(※1): 3,000万円または4,000万円(※2) (B)成長分野進出枠(GX進出類型): 中小企業: 8,000万円または1億円(※2) ・中堅企業: 1億円または1.5億円(※2) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): 1,500万円 ※1 廃業を伴う場合は最大2,000万円上乗せ ※2 短期に大規模な賃上げを行う場合 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置	(A)成長分野進出枠(通常類型): 中小企業: 1/2または2/3(※1) ・中堅企業: 1/3または1/2(※1) (B)成長分野進出枠(GX進出類型): 中小企業: 1/2または2/3(※1) ・中堅企業: 1/3または1/2(※2) (D)コロナ回復加速化枠(最低賃金類型): 中小企業: 3/4または2/3(※2) ・中堅企業: 2/3または1/2(※2) ※1 短期に大規模な賃上げを行う場合 ※2 コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者 ※3 以下の上乗せ措置があります。 ・卒業促進上乗せ措置 ・中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置	中小企業、中堅企業	○新創事業の禁止 第13回公募では新創事業は禁止されました。交付決定日より前に購入契約(発注)等を実施したものの場合は、かかる理由であっても交付対象外となりますので、ご注意ください。 ○対象要件 下記①、②、③をいずれも満たすこと。(※) ①事業再構築に向けた「事業再建」の取組に該当する事業であること。 ②事業計画を金融機関等(銀行、信託、ファンド等)や認定産業界支援機関と策定し、報告を受けていること。 ③補助事業終了後3～5年で付加価値率年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。又は従業員一人当たり付加価値率年平均成長率3.0%～4.0%(事業類型により異なる)以上増加させること。 (※)各事業類型毎に別途適用要件を別途設けています。詳細は公募要領をご参照ください。 ○同一法人・事業者での各事業類型への応募は、1回の公募につき1回申請します。 ○各事業類型の概要 (A)成長分野進出枠(通常類型): ポストコロナに対応した、成長分野へ大規模な事業再構築に力づく取り組む事業者や、国内市場開拓等の構造的な課題に直面している事業・業種の事業者が取り組む事業再構築を支援。 (B)成長分野進出枠(GX進出類型): ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれら行う事業者の事業再構築を支援。 ①上乗せ措置 (D)卒業促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、中小企業等から中堅企業等に成長する事業者に対する上乗せ支援。 (G)中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置: 各事業類型(A)～(D)の補助事業を通して、大規模な賃上げに取り組む事業者に対する上乗せ支援。	交付決定日～12か月以内	<a href="https://www.abshk.go.jp/">https://www.abshk.go.jp/</a>	○問合せ先: 事業再構築補助金事務局(コールセンター「コールバック予約システム」) ○公募を検討する場合、以下の事項が必要となります。 ・申請書について電子申請システム(Application)での受付。 ・「ゼロコロナアカウント」が必要となる。事前に回収を行う。 ・事業計画について金融機関等や認定産業界支援機関の確認が必要 ○第13回公募では新創事業手続は禁止 ○事業再構築補助金の新規の応募申請受付は第13回公募で終了	



補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
14	○	○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年6月25日(火)～2026年9月30日(水) 随時受付 (応募・交付申請)  ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。	従業員数5名以下: 200万円 (300万円) 従業員数6～20名: 500万円 (750万円) 従業員数21名以上: 1,000万円 (1,500万円)  ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賞上げ要件を達成した場合、( ) 内の値に補助上限額を引き上げ	1/2以内	人手不足の状態にある中小企業等	○基本要件 本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって、以下の前提及び公募要領の「4-1」に記載する要件を満たす事業計画に基づいて行われるもの補助対象となります。 また、交付決定を受けた場合においても、金額を受け取ることは限らないことに留意してください。 なお、交付決定を受けてから実績報告を行うまでを補助事業期間、交付決定を受けてから補助事業が終了してから3回目の実績報告を提出するまでを事業計画期間とします。 ○労働生産性の向上目標 補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率(CAGR) 3.0%以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに取組みます。 ○賞上げの目標 下記2点を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額を補助額の値に引き上げます。(※補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって異なります) 1) 事業期間中最低賃金を45%以上増額させる 2) 給与支給総額を6%以上増加させる ※申請時に賞金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要 ○詳細は公募要領を参照ください。	○補助対象 中小企業省力化投資補助事業は、令和5年度からの3年間で定率期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化を促進して中小企業等の付加価値や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 また、賞上げにつなげることを目的とする。その際、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものあらかじめ登録・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、結果で効果がある省力化投資を促進する。  補助対象 本補助金の省力化カテゴリ(※1)の省力化製品(※2)の製品カタログに掲載された製品(詳細は本補助金のPを参照)  ※1 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に適用され特定の用途を發揮する製品であり、その動作原理や外形、規模等において大きな違いを有しているものを指す。中小企業等の付加価値や生産性向上を図るとともに、賞上げにつなげることを目的とします。 工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要領を踏まえ、中小企業等に対して、製品カテゴリの登録申請を行い、中小企業等が業務内容等と協議して、製品カテゴリの認定を行う。  ※2 省力化製品 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された 汎用製品を指す。 製品登録においては当該製品カテゴリの省力化品種を満たすか等を工業会等及び事務局において審査し、中小企業等において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。	交付決定日から12か月以内	<a href="https://shoyokoku.sme.go.jp/">https://shoyokoku.sme.go.jp/</a>	○問合せ先: 中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
15	○	○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)  【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本工作機械工業会  対象の「製品カテゴリ」 ・5軸制御マシニングセンタ ・複合加工機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付  ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 ①従業員数、業務額や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程、サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を發揮するための最低構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することで省力化効果を發揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを一つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を發揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を發揮しない場合は、省力化効果を發揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。  ※詳細は省力化製品、製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	○補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		<a href="https://shoyokoku.sme.go.jp/mam/industry/">https://shoyokoku.sme.go.jp/mam/industry/</a>	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター
16		○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)  【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本鑄造協会  対象の「製品カテゴリ」 ・鋳物用自動/バリ取り装置 ・鑄造用自動注湯機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付  ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 ①従業員数、業務額や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程、サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を發揮するための最低構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することで省力化効果を發揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを一つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を發揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を發揮しない場合は、省力化効果を發揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。  ※詳細は省力化製品、製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	○補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		<a href="https://shoyokoku.sme.go.jp/mam/industry/">https://shoyokoku.sme.go.jp/mam/industry/</a>	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター
17	○	○			なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金 (カタログ注文型)  【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会: (一社) 日本鍛圧機械工業会  対象の「製品カテゴリ」 ・プレス用多関節ロボット ・鍛圧・板金加工用/バリ取り装置 ・パイプベンダー用投入・排出口ロボット	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付  ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 ①従業員数、業務額や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程、サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③申請単位について、原則型番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を發揮するための最低構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することで省力化効果を發揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを一つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない部品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を發揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を發揮しない場合は、省力化効果を發揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤汎用品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑧税法上の機械組立又は器具用品であること。  ※詳細は省力化製品、製造事業者登録申請の手引きや登録要領などを参照ください。	○補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等(以下、「省力化製品」という。)を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より購入する事業		<a href="https://shoyokoku.sme.go.jp/mam/industry/">https://shoyokoku.sme.go.jp/mam/industry/</a>	○問合せ先: カタログ登録サポートセンター

設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- IoT: IoT機器導入を対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要												詳細						
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
18	○	○	○		なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業省力化投資補助金(一般型)第1回	一般型	2025年1月30日(木)～2025年3月31日(月)17時 ※申請開始日は2025年3月19日(水)	従業員数5名以下: 750万円 (1,000万円) 従業員数6～20名: 1,500万円 (2,000万円) 従業員数21～50名: 3,000万円 (4,000万円) 従業員数51～100名: 5,000万円 (6,500万円) 従業員数101名以上: 8,000万円 (1億円) ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅引上げ特例(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額)	中小企業: 1/2 小規模・再生事業者: 2/3 ※最低賃金引上げ特例(補助率を2/3に引上げ(小規模 再生事業者は除く。))	中小企業者、小規模企業者、小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人あたり1か月あたり総務省の年平均成長率が事業実施前年度における最低賃金の最近5年間の年平均成長率以上、又は総務省の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業実施前年度における最低賃金+2万円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件 ① 補助対象者の業務領域・導入領域において、当該事業計画により業務量が増加される旨を両当事者が合意が前提となること。 ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③ 3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資額と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※コロナ禍注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ○詳細は公募要項を参照ください。	中小企業等の売上拡大と生産性向上を両立するための、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果的なデジタル技術等を活用した専用設備(※)を導入するための事業費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値増進や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。 ※デジタル技術等を活用した専用設備(「オーダーメイド設備」)とは、ICTやAI、AI、ロボット、センサー等を用い、単一もしくは複数の生産工程を自動化するための、外部のシステムインテグレーション(SI等)との連携などを生じ、事業者の備えの業務に応じて専用に設計された機械装置やシステム(ソフトウェアシステム等)のことをいいます。 省力化一般型 目的: 生産・業務プロセス等の効率化 対象: オーダーメイド設備や個別の現場に応じて組み合わせた汎用設備、システム等を導入する事業計画	交付決定日から18か月以内(採択発表日から20か月以内)	<a href="https://www.pref.saitama.lg.jp/tyouka/">https://www.pref.saitama.lg.jp/tyouka/</a>	○問合せ先: 中小企業省力化投資補助金事務局(独立行政法人中小企業基盤整備機構)の申請方法: 電子申請システムにより申請(ビジネスロプライムアカウントの取得が必要)
New 19	○	○	○		なし	生産性向上・新分野展開・事業転換・業種転換	北海道	2025年 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金(デジタル技術補助金)		2025年3月19日(水)～2025年5月19日(月)	通常枠: 200万円 賞上げ枠: 300万円	通常枠: 1/2以内 賞上げ枠: 3/4以内	市内の中小・小規模企業者等	○基本要件 ① 提出時期(実施予定): 申請日から補助事業完了までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024(令和6)年12月時点と比較して3.5%以上引き上げる旨の契約書を出発。 ② 提出時期(実施予定): 2025年1月1日から申請日までの間に、常時使用する従業員の平均賃金を2024(令和6)年12月時点と比較して3.5%以上引き上げ済み。 ○その他の要件 ① 補助対象者の業務領域・導入領域において、当該事業計画により業務量が増加される旨を両当事者が合意が前提となること。 ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③ 3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資額と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※コロナ禍注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ○詳細は公募要項を参照ください。	中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金は、エネルギー価格高止まり等の影響を受ける市内中小・小規模企業等の生産性向上等を促すためデジタル技術導入に要した経費の一部を補助することにより経営改善の促進を図ることを目的とする。 補助対象事業 生産性向上等を促すためのデジタル技術導入による経営改善の取組	交付決定日～最長2026年1月9日まで	<a href="https://daihat.sapporo2025.skkj.go.jp/">https://daihat.sapporo2025.skkj.go.jp/</a>	○問合せ先: デジタル技術導入補助金2025事務局
20	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	横浜市/秋田県	横浜市中小企業活性化支援事業(中小企業設備導入支援補助金)		2024年4月1日(月)～随時	200万円	1/2以内	市内に本社を有している中小企業者	○令和6年4月1日以降に、中小企業等経営強化法に基づく先設備導入計画の認定を横浜市から受け付けること ○設備の補助対象に該当しないこと ○申請書に提出した申請書が完了すること ○設備導入: 補助金により取得した設備を、当該年度以降の事業実施前年度に係る採下年度末に納入することは不可とします。 ※リース、中古品は対象外	市内事業者の生産性向上を後押しすべく、生産性向上を目的とする設備投資に係る経費の一部を助成します。 対象事業 認定済の先設備導入計画に記載し、かつ、生産や販売活動等の用に直接供するために市内事業所に設置する下記の設備。 ※リース、中古品は対象外	交付決定後～2024年3月31日まで	<a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kyouka/2024/04/17/00474.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/kyouka/2024/04/17/00474.html</a>	○問合せ先: 横浜市役所商工労働課 ○申請に先設備導入計画の認定が必要 ○本補助金および先設備導入計画の認定申請については事前相談を行うください。
21	○	○	○		なし	生産性向上	山形県	山形県中小企業まるっとサポート補助金(稼ぐ力向上支援事業・収益力向上枠)第1次募集		2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金)17時	300万円	1/2以内	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	○「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表していること。 ○当該宣言が承認された経営革新計画(実施期間中のものに限る) ② 主要大臣の認定を受けた経営力向上計画(実施期間中のものに限る) ③ 市町村長の認定を受けた先設備導入計画(実施期間中のものに限る) ④ 上記計画に基づき実施する取組であること。 ○当該計画の承認を受けた取組であること。	県内中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」の向上による持続的な経営力の強化を図るため、中小企業・小規模事業者等が行う、国の認定を受けた各種計画に基づく設備投資等の取組のうち、山形県知事が認定したものにに対し補助金を交付します。 対象事業 中小企業・小規模事業者等が実施する国の認定を受けた各種計画に基づく設備投資であって、収益力の向上に資する取組	交付決定日～2026年1月30日まで	<a href="https://www.pref.yamagata.lg.jp/110013/sangyo/shuhyou/shinkou/kyouka.html">https://www.pref.yamagata.lg.jp/110013/sangyo/shuhyou/shinkou/kyouka.html</a>	○問合せ先: 山形県産業労働部産業振興・経営支援課企業振興担当
22	○	○	○		なし	生産性向上	山形県	山形県中小企業まるっとサポート補助金(稼ぐ力向上支援事業・DX推進枠)第1次募集		2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金)17時	100万円	1/2以内	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	○「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表していること。 ○当該宣言が承認された経営革新計画(実施期間中のものに限る) ② 主要大臣の認定を受けた経営力向上計画(実施期間中のものに限る) ③ 市町村長の認定を受けた先設備導入計画(実施期間中のものに限る) ④ 上記計画に基づき実施する取組であること。 ○当該計画の承認を受けた取組であること。	県内中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」の向上による持続的な経営力の強化を図るため、中小企業・小規模事業者等が行う、DXの推進やデジタル技術の活用による生産性向上や業務改善等に資する設備投資等の取組のうち、山形県知事が認定したものにに対し補助金を交付します。 対象事業 中小企業・小規模事業者等が実施するDXの推進やデジタル技術の活用による生産性向上や業務改善等に資する設備投資	交付決定日～2026年1月30日まで	<a href="https://www.pref.yamagata.lg.jp/110013/sangyo/shuhyou/shinkou/kyouka.html">https://www.pref.yamagata.lg.jp/110013/sangyo/shuhyou/shinkou/kyouka.html</a>	○問合せ先: 山形県産業労働部産業振興・経営支援課企業振興担当
New 23	○	○	○		なし	生産設備の復旧・整備	福島県	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金(第14次公募)		2025年3月24日(月)～2024年10月14日(火)	1,000万円または4,000万円(※1) ※1: 市町村が認定する復興計画に沿ったものとして、別途定める要件を満たすことを市町村が確認した申請については、3,000万円以内、又は4,000万円以内	12市町村外において事業再開等を行う場合: 3/4以内 12市町村外において事業再開等を行う場合: 1/3以内	○平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故で被災した12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、高岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)で事業を行っている中小事業者及び社会福祉法人 ○12市町村外で事業再開等を行う場合は、原子力災害発生、休業していた者、又は休業していたとみなせる者のみ補助対象。	○12市町村外において事業再開や新規設備、施設等の事業再開等を行う場合 ○原子力災害発生、休業していた者又は休業していたとみなせる者のうち、福島県認定区域(※)に所在していた事業者が12市町村外において事業再開等を行う場合 ※ここでは、特定復興促進区域とは、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)による認定された復興区域(復興指示が解除された区域を含む)をいいます。	原子力被災事業者が、事業再開や新規設備、施設等の事業再開等を行う場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生産の再開に向けた取組を促進することを目的とします。	交付決定後～2026年3月31日まで	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/info/acc/230118/kyouka/kyouka.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/info/acc/230118/kyouka/kyouka.html</a>	○問合せ先: 福島県経営企画課(事業再開担当)
24	○	○	○		なし	税制支援・工場・研究所の新増設	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例(税制優遇)【事業再開・企業立地促進に係る税の優遇措置】(企業立地促進税制)		事業実施場所の選定指示解除後から7年以内			○申請対象地域 企業立地促進区域(復興解除区域、認定復興再生拠点区域) ① 平成23年3月11日時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所が所在し、避難解除後7年を経過しない区域 ② または認定復興再生拠点区域内で事業再開する法人、個人事業者【知事の認定が必要です】 ③ ①以外で、避難解除後7年を経過しない区域(※1)または認定復興再生拠点区域内において新規に事業を計画する法人、個人事業者【知事の認定が必要です】(※2) ※1 該当する市町村: 南相馬市、川俣町、楢葉町、川内村、高岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」の認定	被災地事業者の事業再開及び新規事業者の立地を支援するため、避難解除区域等において、避難解除等区域復興再生事業を行う事業者に対して、課税の特例措置を講じます。 対象事業 復興解除等区域復興再生事業 雇用機会の確保に資する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/info/acc/1015a/kyouka/kyouka.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/info/acc/1015a/kyouka/kyouka.html</a>	○問合せ先: 福島県 企画調整部 企画課 ○詳しくは上記へお問い合わせください。		
25	○	○	○		なし	税制支援・工場・研究所の新増設	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例(税制優遇)【福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置】(イノベ税制)		2021年4月～2026年3月31日			○申請対象地域 新産業創出等推進事業促進区域(※1)内において、新産業創出等推進事業を行う個人事業者又は法人【知事の認定が必要です】(※2) ※1 福島県研究開発産業都市区域(いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、高岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、新地町、飯館村の15市町村)の一部区域 ※2 「新産業創出等推進事業実施計画」の認定	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業を行う事業者に対して、課税の特例措置を講じます。 対象事業 新産業創出等推進事業 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島県研究開発産業都市区域における産業集約の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興行で定められた事業	<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/info/acc/1015a/kyouka/kyouka.html">https://www.pref.fukushima.lg.jp/info/acc/1015a/kyouka/kyouka.html</a>	○問合せ先: 福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 ○詳しくは上記へお問い合わせください。		
New 26	○				なし	生産設備の省エネ化	福島県	福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金(エネルギーコスト削減補助金)		2025年3月24日(月)～2025年5月23日(金)17時00分 ※期間内であっても、応募申請額が予算額に達した時点で申請を締め切ります。	300万円	2/3以内	県内に本社又は工場等を有する中小企業者	○補助要件 ・新機軸・既存機軸のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。 ・製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入元、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が減少する証明を受けること。 ・令和5年11月以降の3月の3月期の光熱費・燃料の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間の3月期の3月と比較し、上昇していること。 ○その他の要件 ① 補助対象者の業務領域・導入領域において、当該事業計画により業務量が増加される旨を両当事者が合意が前提となること。 ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③ 3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資額と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※コロナ禍注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ○詳細は公募要項を参照ください。	県内中小企業者がエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい経営環境に直面しています。省エネルギー等の取組、機軸等への更新を支援することにより、エネルギー価格高騰に悩む中小企業者への企業を支援し、地域経済の持続的成長の取組を支援します。また、省エネによるCO2削減の取組により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2削減率の約7%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与しています。 対象設備 更新等により現在使用している設備、機械等と比較して電気消費量またはエネルギー消費量の減少が確認できる次に掲げる設備、機軸が対象。 ・高効率照明(既存照明からLED等への更新に限る) ・空調設備(既存設備の更新に限る) ・電気冷蔵庫、電気冷凍庫(既存設備の更新に限る) ・機械設備等(既存設備の更新に限る) ※工作機械、プレス機械、加工等の生産設備が対象 ・特許車等(既存設備の更新に限る)	交付決定日～2025年11月28日(金)	<a href="https://fd.fukushima.pref.go.jp/">https://fd.fukushima.pref.go.jp/</a>	○問合せ先: 福島県中小企業課中央エネルギーコスト削減補助金事務局(福島県中小企業課中央エネルギーコスト削減補助金事務局)
27	○				なし	生産性向上	東京都	令和7年度明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業助成金(第1回募集)		2025年4月1日(火)～2025年4月8日(火)	小規模企業区分: 1,000万円 一般区分: 2,000万円	2/3以内	○東京都内に本社があり、令和7年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる中小企業者等 ○上記中小企業者等によって構成される中小企業グループ	○申請区分として「産種に関する区分」と「規模に関する区分」があります。 (1)産種に関する区分 ①ものづくり区分: 日本標準産業分類において「大分製造業」に該当する事業者が行う、自社の技術の高度化、高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの ②受託サービス区分: 日本標準産業分類において「大分製造業」に該当する以外の事業者が行う、自社のサービスの高付加価値化に向けた技術開発等を行うもの (2)規模に関する区分 ①小規模企業区分: 中小企業基本法に定める小規模企業者に該当し、小規模企業区分での申込みを希望する事業者 ②一般区分: ①以外の事業者及び①の事業者のうち一般区分での申請を希望する事業者 小規模企業区分に該当する事業者でも、一般区分に申請することは可能	主として製造業の仕様に準じて製品、サービスを提供する都内の受注型中小企業者が行う、技術・サービスの高度化・高付加価値化のための技術開発等を支援し、受注機会や事業展開の拡大など、都内受注型中小企業の技術・経営基盤を強化することを目的として、都内企業者の振興に資することを目的とします。	2025年7月1日～2026年9月30日	<a href="https://www.sbcwaka.or.jp/kyouka/kyouka.html">https://www.sbcwaka.or.jp/kyouka/kyouka.html</a>	○問合せ先: 東京都中小企業課中央 中央 支援事務局 ○申請方法: 申込





設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
  - ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- 採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要										詳細								
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助制度種別	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
47		○				なし	愛知県	2025年度 ロボット未活用領域導入検証補助金		2025年3月24日(月)～2025年6月13日(金) 17時30分		500万円 中小企業者等: 2/3以内 大企業注2、大学、研究機関、その他団体: 1/2以内	○「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に加入している中小企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体 ○ロボットの活用、利用の促進が目的であること。 【対象者】 ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 【利用例】 ロボットの活用が製造・構築・販売する機械又は提供するサービスを利用する者 ○ロボットの提供例、利用例がすべてが国内に事業所を有すること。	○ロボットの提供例、利用の促進が目的であること。 ○同一目的の事業において、国・地方公共団体等から補助金等の交付を受ける場合には、原則として、当該部分はこの補助金の対象としない。 ○事前検証、業務分析、業務効率化検証、業務のロボット化、自動化の検討、周辺設備や機器との連携検証、技術調査、運用上の課題検証、費用対効果検証、事業化可能性調査	ロボットの活用が進まない領域(用途)において、その課題の1つとなっている技術開発や費用対効果等の不透明さを解決するための事前検証を支援し、ロボット導入の促進を図ります。さらに、事前検証を通じて明らかになった技術や課題は、事業モデルについて、関係のユースケースへの構築等に活用することを目指しています。	交付決定日～2026年3月31日	<a href="https://www.aichirobot.com/">https://www.aichirobot.com/</a>	○問合せ先: 愛知県 経済産業部 産業部 産業振興課 次世代産業室 ロボット産業グループ 問い合わせ先: あいち電子申請・届出システム
48	○	○	○			なし	名古屋/愛知県	名古屋市/愛知県 名古屋市内企業再投資促進補助金		随時		大企業: 5億円 中小企業: 10億円 大企業: 5%以内(※) 中小企業: 10%以内 (うち2分の1は県負担) ※固定資産税・都市計画税相当額の3年分(研究所の場合5年分)かつ固定資産取得費用の5%以内	20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新増設を行う企業	○要知照の「新あり創産業立地補助金」に採択されることが必要 ○20年以上市内に立地していること ○「投資促進要件」 大企業: 25億円以上 中小企業: 1億円以上 ○「雇用要件」 名古屋市内の事業所における常雇用者数の合計で、事業認定申請時点から補助金交付終了年度までの期間中、 大企業: 100人以上 中小企業: 25人以上	名古屋市では、長年にわたり、市内の経済・雇用の発展を支えている企業の流出を防止するため、要知照と連携し、市内における再投資を支援します。	<a href="https://www.city.nagoya.jp/keizai/saga/000017219/2.html">https://www.city.nagoya.jp/keizai/saga/000017219/2.html</a>	○問合せ先: 名古屋市経済開発イノベーション推進部産業立地政策課 立地政策係	
49	○	○	○			なし	一宮市/愛知県	一宮市企業再投資促進補助金		随時		3億円 固定資産取得費用(土地を除く)の10%	工場、研究所の新増設等を行う中小企業 工場が20以上愛知県内で立地し、かつ概ね10年以上一宮市に立地しており、25人以上の常雇用者等を有する企業	○「投資促進要件」 固定資産取得費用1億円以上(土地を除く) ○「雇用要件」 ・支援期間中において、常雇用者を25人以上維持すること。 ・採算開始に伴い、新規常雇用者を5人以上雇用し、支援期間中5人以上維持すること。 ○一宮市企業立地奨励制度の「立地促進奨励金」との併用はできません。	長年にわたり、地域の経済・雇用の発展を支えている企業の流出を防止するため、要知照と連携し、市内における再投資を支援します。 ※「新あり創産業立地補助金(Aタイプ)」に対応した補助金	<a href="https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/katsuryokusouzu/sanyuyoushouzo/11010102/1104430/1/1102626.html">https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/katsuryokusouzu/sanyuyoushouzo/11010102/1104430/1/1102626.html</a>	○問合せ先: 一宮市企業立地政策課	
50	○	○	○			なし	東浦町/愛知県	設備投資、販路開拓等補助金		随時		100万円(※) ※以下の対象補助金は25万円 ・小規模事業者持続化補助金 ・IT導入支援事業費補助金	町内に事業所を有する中小企業者等	○令和2年4月1日以後に以下のいずれかの補助金の交付決定を受けた事業 「もつぷろ・商業、サービス生産性向上促進補助金(一般型)」 「小規模事業者持続化補助金」 「サービス生産性向上IT導入支援事業費補助金」 「JAPANブランド育成支援事業費補助金(事業型)」 「事業再興補助金」(中小企業者等に準ずるものに限る。) ○申請期間 対象補助金の交付額の確定の通知を受けた日から60日以内 または 対象補助金の交付額の確定の通知を受けた日の属する年度の3月末日のいずれが早い日	新型コロナウイルス感染症の影響を懸念する中、国の中小企業生産性革命推進事業等を活用して、設備投資、販路開拓に取り組む町内の中企業者等に対し、企業に係る負担の軽減および事業の継続を支援することとし、補助するものです。	<a href="https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/keizai/saga/000017219/2.html">https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/keizai/saga/000017219/2.html</a>	○問合せ先: 東浦町 商工振興課 商工課 経済係 ○交付決定を受けた国の対象補助金の申請により、補助期間が異なりします。	
51	○	○	○			なし	三重県	三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金(第1期)		2025年3月4日(火)～2025年4月10日(木)		200万円 1/2以内	三重県内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業等	○三重県経路向上計画の認定申請を行うことができる者 ○エネルギー価格の高騰等の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を支援することで、従業員の賃金引き上げにつながる者 ○賃金引き上げが必須条件ではありませんが、事業実施期間中に、従業員の賃金引き上げに取り組む事業者に対しては加点措置を行います。 ○同一事業者が同一内容で本制度以外の国、市町等が助成する他の制度(補助・委託事業等)を活用して重複する補助事業を実施している場合には本補助金の対象外です。 ○補助金申請時に作成した経路向上計画に基づいて「三重県経路向上計画(ステップ2以上)」を策定し、令和7年までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、三重県の認定を受けてください。	原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしています。本補助金は、こうした状況にあっても、従業員の賃金引き上げ等につながるよう、エネルギー価格の高騰等の影響を緩和している中小企業等が、エネルギー価格の高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって競争的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。	交付決定日～2025年10月31日まで	<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/Site/SAN/zip/mt11010102/117_00023.htm">https://www.pref.mie.lg.jp/Site/SAN/zip/mt11010102/117_00023.htm</a>	○問合せ先: 申請書提出先: 公財)三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金係 郵送先住所 郵送のみ
52		○	○			なし	大垣市/岐阜県	令和6年度IoT導入支援事業補助金		2024年4月1日(月)～随時 ※予算額に達した時点で募集を終了		100万円 補助対象経費の1/2以内 ※補助対象経費から国・県等の補助金を差し引いた額を基準とします。	市内に住所を有する中小企業者・事業者(製造業に限る)	○市内の工場、事務所等に設備を導入するものが対象となります。 ○実績報告書は、事業完了後30日以内、または令和7年3月28日まで(いずれが早い日)までに提出。 対象条件 従前から行われている半導体機械の自動化や工場の生産管理ソフトの導入にとどまらず、そこから収集される各種のデータを活用して、次のいずれか又は、電算を行うことが必要となります。 ・監視(モニタリング) ・保守(メンテナンスサービス) ・制御(コントロール) ・データ分析(アナライズ)	新規現場の課題解決のため、IoT、ロボット、AI等の先端技術を活用した取り組みに係る経費を補助します。	<a href="https://www.city.gyfu.jp/keizai/saga/00000946.html">https://www.city.gyfu.jp/keizai/saga/00000946.html</a>	○問合せ先: 大垣市経済産業振興課	
53		○	○			なし	富山県	富山県中小企業トランスフォーメーション補助金(第2次募集)		2025年2月25日～2025年7月31日		課題見える化種(見える化): 100万円 課題見える化種(対策): 500万円 DX種: 500万円 GX種: 500万円 ※補助率引上げ要件(給与支給総額を3%以上引上げ)	県内に主たる事業所を置く(本社登記が国内)、中小企業者、小規模事業者等	○対象事業 ・課題見える化種(見える化): 外部機関による診断等によりエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機械稼働状況等を見える化する取組み ・課題見える化種(対策): 見える化後、継続的な見える化や顕在化した課題への対策により、現場改善につなげる取組み ・DX種: デジタル技術を活用した生産プロセス、サービス提供方法の改善を図る取組み ・GX種: 「脱炭素」の排出削減に貢献する業務プロセスの改善や先進的な取組み ○「課題見える化種(見える化)」を除く全ての種について、実施期間中に事業場内調査(随時調査)の平均10日以上引上げが必要 ○補助率引上げ要件 事業実施期間内(実績報告提出日まで)に給与支給総額(月額)を前年同月比で3%以上引き上げること。	物価やエネルギー価格の高騰等による厳しい経営状況の中にある事業者の痛切な課題を、エネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機械稼働状況等の見える化により自課題を見極め、現場改善につなげる取組みや、課題解決のためDXやGXを通して業務プロセス、事業構造の革新や最適化を図る取組を幅広く支援するものです。また、生産性の向上による売上向上に向けた取組みを実施された場合は補助率の引上げにより、支援を一層強化します。	<a href="https://www.toyama.or.jp/keizai/saga/000017219/2.html">https://www.toyama.or.jp/keizai/saga/000017219/2.html</a>	○問合せ先: 富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局	
54	○	○	○			なし	四條郡市/大阪府	なわて事業者チャレンジ支援補助金	設備導入支援補助金	2024年6月1日(土)～2025年3月31日(月)		1/2(※) ※省エネ対策設備、再エネ発電設備、先端設備等導入計画に基づくもの、新しい生活様式に対応した設備を導入した場合や申請事業者において働き方改革に対する取組みを実施する場合、補助率を最大4/5まで引き上げ。	町内に事業所がある中小企業者2個人事業主	○対象事業 中小企業診断士、税理士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき、職場環境の改善または経営に資するための設備導入に要する費用 ○省エネルギー対策設備、再生可能エネルギー発電設備、先端設備等導入計画に基づく設備 新しい生活様式に対応した設備について ①省エネルギー対策設備 令和4年度補正予算 先進的省エネルギー投資促進支援事業補助金対象設備製品目録表に基づき登録された設備、又は登録基準を満たす設備であること。 ②再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを利用して、自社で使用 するエネルギーに充当する設備であること。 ③先端設備等導入計画に基づく設備 「中小企業者経営強化法」に規定された、中小企業者が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を策定し、四條郡市から認定を受けて新たに導入する設備であること。 ④新しい生活様式に対応した設備 新しい生活様式に対応した設備で、換気・衛生管理・対人距離の確保の目的を持って導入する比較的規模の大きな設備であること。	地域経済の好循環の創出を目的に、各事業者の経営の拡大や職場環境の改善、また、創業希望者に対して積極的な内での事業を促すことを図り、雇創ある事業者が行う経営的に自主で定着場の構築に向けた投資に対して支援することで、市内工業者の活性化を図ることを目的とします。	交付決定日～2025年3月31日まで	<a href="http://www.nawatechallenge.jp/">http://www.nawatechallenge.jp/</a>	○問合せ先: なわて事業者チャレンジ支援事業専用連絡



設備購入が補助対象にある補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

データ日付: 2025/3/26

補助金\_支援金\_奨励金\_助成金のおすすめ度

- FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金
- IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金\_支援金\_奨励金\_助成金

背景色凡例  
新規追加または情報更新

概要													詳細																		
おすすめ度													No	FA(工作機械)、ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助総額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
65	○	○	○			なし	生産性向上	長崎県	長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (県内サプライチェーン強化促進タイプ)		2025年3月6日(木)~2025年4月9日(木)	1億円																			
66	○	○	○			なし	生産性向上	長崎県	長崎県製造業賃上げ対応型投資促進補助金 (物価高騰克服タイプ)		2025年3月6日(木)~2025年7月31日(木)	100万円	2/3以内	県内に本店または主たる事業所を有し、製造業又は機械設計業を営む中小製造業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○長崎県物産高騰対策支援事業費補助金(生産性向上タイプを除く)の交付を受けていないこと。</li> <li>○「Nびか(※1)」認証企業であること又は認証申請を行っていること</li> <li>○「パートナーシップ構築宣言(※2)」を作成し、公表していること</li> <li>○県内発注する別働隊のうち最も低い賃金の年の賃金半値(事業場内最低賃金額)が、長崎県の最低賃金額を50円以上上回る水準に達すること又は当該水準への引上げを令和7年10月までに予定していること。</li> <li>○賃金引上げ計画(事業場内最低賃金額を引き上げる計画)を提出すること。</li> </ul> <p>※1) Nびか 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証制度の名称。年齢、性別に関係なく、誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度です。</p> <p>※2) パートナーシップ構築宣言 事業者が、取引先との共存共栄を旨とし、協力企業との望ましい取引慣行の遵守に取り組むことを代表者の名前で宣言するものです。「宣言」は県のポータルサイト上で公表され、一部の県や自治体の補助金について加点措置があります。</p>	物産高騰の影響を受けている製造業又は機械設計業を営む県内中小企業が、生産性の向上に向けて実施する取組を支援し、企業の売上増がきっかけとなる好循環の創出を目指します。	交付決定日~2026年1月30日まで	<a href="https://www.pref.nagasaki.jp/objec/ntsubdsk/shime/ntsubdsk/shimebanker/711993.html">https://www.pref.nagasaki.jp/objec/ntsubdsk/shime/ntsubdsk/shimebanker/711993.html</a>	◎問合せ先: 長崎県企業振興課 地産企業支援班、産地振興班												